

意見項目	1 旧栃木警察署跡地の土地利用について
担当課	都市整備部 市街地整備課
関係課	
回 答	
<p>本市における中心市街地の状況につきましては、他の地方都市と同様に、人口減少や少子高齢化の進行とともに、中心市街地の空洞化の進展等が危惧されております。</p> <p>このため、当該跡地につきましては、栃木大通りに面し、さらには栃木駅からも徒歩圏内にあることから、跡地の立地特性を考慮し有効な活用手法等を含め、中心市街地の活性化に寄与する土地利用を図ることが非常に重要かつ必要な土地であると考えております。</p> <p>こうしたことから、平成 24・25 年度の 2 箇年にわたり、まちなか土地利用検討委員会でご検討をいただいた基本的な方向性を踏まえ、また、貴地域会議からいただいたご意見にもありますイベント等での活用も含め、この度の企画提案の募集要項につきましては、「魅力・活力・賑わいに寄与する計画」「交流人口の増加・定住の促進」「イベント等への協力、地域活動への貢献」等を考慮することを条件として示しております。</p> <p>また、企画提案に関する審査につきましては、学識経験者 2 名、関係機関又は関係団体等の者 4 名、市長が必要と認める者 1 名の計 7 名からなる審査委員会を設置し、本市の中心市街地の課題解決のための企画提案であるか、事業者としての実施能力、事業の継続性等を持っているかなどについて、公平かつ公正に審査を実施していただきます。</p> <p>なお、企画提案の内容に関する評価点につきましては、総合評価点に対して 7 割以上の評価点を獲得できない企画提案は不採用といたしますことから、今回の公募は単に必ず民間事業者を選定することが目的ではなく、本市にとって真に貢献できる企画提案内容であり、また優秀な事業者であるかを判断し選定することが重要な目的であります。</p> <p>次に、土地利用事業者の決定後につきましては、工事起工前に企画提案に基づく事業計画書の作成を義務付け、市の承認を得ることとしており、さらには、市は事業者の履行状況等の確認のための立入り及び資料等の調査を実施することができます。また、工事の起工及び竣工時には本市に書面通知を義務づけております。</p>	

このように事業実施についてのチェック制度の設定と併せて、仮に企画提案と甚だしく逸脱した事業の場合には、違約金又は損害賠償等を請求のうえ、原状回復等の措置を課すことになります。

今回の土地利用事業者の公募につきましては、多くの市民の皆さんが注視している重要な事業であるとの認識のもと、中心市街地の魅力・賑わいの創出等、街なかの課題等に対応した取り組みであることから、市民の皆さんのご期待にお応えできる優れた企画提案を選定してまいりたいと考えております。

また、現在の臨時駐車場としての利用への対応につきましては、観光拠点として最も利便性の高い蔵の街第一駐車場の改修や隣接地の活用により、ピーク時の対応を含め、観光バス等が10台程度の駐車ができるよう整備を進めてまいりますとともに、巴波川に隣接した室町駐車場（うずま公園）の利用効率を高めるため、親しみやすい名称の検討と合わせ利用しやすい駐車場整備を行ってまいります。

中心市街地の駐車場につきましては、市民の皆さんからも多くのご意見をお寄せいただいていることから、今後整備を予定しております(仮称)文化芸術館や(仮称)地域交流センターに併設する駐車場、及び現在の新市役所立体駐車場等を活用していただくことにより、街なか全体で来訪者の皆さんにご不便をきたさぬよう対応してまいります。